

2019年2月25日

申請担当に関する調査結果（最終報告）

昨年12月29日、一般社団法人共同通信社より、「入管に組織的に虚偽申請か 在留資格で代行グループ」と題する記事（以下「当報道」という。）が公表されたため、あじあ行政書士法人（以下「当法人」といいます。）では、「特別監査チーム（責任者：合田法務部長）」を組成し、当報道があった昨年より2ヶ月近く、マーベリック法律事務所（代表弁護士：山縣敦彦、住所：東京都千代田区丸の内1-7-12）と相談しながら、当報道に関する調査を実行してまいりました。

直近2週間については、雇用理由書における「雇用主の意思」の確認に問題がないことを確認すべきと認識した「33件」を中心に精査してまいりましたが、この「33件」の申請担当であったAにつきましても、虚偽申請に関する回答を求めたにもかかわらず何ら返信がなく、本日午前に開催した聴聞会に関しても、日時の変更ないしは不参加の表明をすることなく欠席いたしました。また、上記「33件」のうち「23件」に係った法人担当D・Eにつきましても、虚偽申請に関する回答を求めたにもかかわらず、何ら返信がありませんでした。このため、特別監査チームといたしましては、民間企業として、これ以上の追及は難しいと考え、当報道に係る申請担当に関する調査を打ち切ることを決定いたしました。

調査結果の最終報告は、下記のとおりになります。

- 調査対象：2016年1月から2018年12月までの3年間で確認された許可件数 (a)：1,173件
(注) 在留資格「技術・人文知識・国際業務」に限る。
- 申請担当Aが担当した申請案件の総数 (b)：95件
 - 申請担当Aが担当した申請案件の比率 (c = b ÷ a)：8.1%
- 申請担当Aが担当した申請案件のうち正式な申請書類に雇用主の押印がなかった件数 (d)：0件
 - 正式な申請書類に雇用主の押印がなかった比率 (e = d ÷ a)：0.0%
- 申請担当Aが担当した申請案件のうち正式な申請書類における雇用主の押印以外に、「雇用主の意思」に問題がなかったことが確認できなかった件数 (f)：2件
 - 正式な申請書類における雇用主の押印以外に、「雇用主の意思」に問題がなかったことが確認できなかった比率 (g = f ÷ a)：0.2%
- 申請担当Aが担当した申請案件のうち正式な申請書類における雇用主の押印と、注意喚起文書の送付以外に、「雇用主の意思」に問題がなかったことが確認できなかった件数 (h)：31件
 - 正式な申請書類における雇用主の押印と、注意喚起文書の送付以外に、「雇用主の意思」に問題がなかったことが確認できなかった比率 (i = h ÷ a)：2.6%
- 雇用理由書に関する「雇用主の意思」の確認に不備があった件数 (j = f + h)：33件
 - 雇用理由書に関する「雇用主の意思」の確認に不備があった比率 (k = j ÷ a)：2.8%
 - 申請担当Aの責任と推察される件数 (l)：10件 (構成比 l ÷ a)：0.9%
 - 法人担当AもしくはDの責任と推察される件数 (m)：19件 (構成比 m ÷ a)：1.6%
 - 法人担当AもしくはEの責任と推察される件数 (n)：4件 (構成比 n ÷ a)：0.3%
- 雇用理由書に関する「雇用主の意思」に概ね問題がなかった件数 (o = a - f)：1,171件

- 雇用理由書に関する「雇用主の意思」に概ね問題がなかった比率： $(\text{p}) = (\text{o}) \div (\text{a}) : 99.8\%$
- 雇用理由書に関する「雇用主の意思」に問題がなかった件数 $(\text{q}) = (\text{a}) - (\text{j}) : 1,140$ 件
- 雇用理由書に関する「雇用主の意思」に問題がなかった比率： $(\text{r}) = (\text{q}) \div (\text{a}) : 97.2\%$

特別監査チームが調査した結果、正式な申請書類に関しましては、全件に関して、雇用主の押印を確認することができましたので、当法人としては、全件において、「雇用主の意思」を確認しており、「虚偽申請の疑いがある申請案件は皆無であった」と言えなくはありません。

しかしながら、1,173 件のうち 2 件については、正式な申請書類における雇用主の押印以外に、「雇用主の意思」に問題がなかったことを確認することができませんでした。このため、この 2 件に関して、第三者から「虚偽申請であった可能性がある」と指摘された場合に、当法人としては、正式な書類における雇用主の押印以外に、反証する証拠がありません。

また、1,173 件のうち 31 件については、正式な申請書類における雇用主の押印と注意喚起文書の送付以外に、「雇用主の意思」に問題がなかったことを確認することができませんでした。このため、この 31 件に関して、第三者から「虚偽申請であった可能性は否定できない」と指摘された場合に、当法人としては、正式な書類における雇用主の押印と注意喚起文書の送付以外に、反証する証拠がありません。

上記の意味で、当法人として、第三者に対し反論の余地なく、「虚偽申請の疑いがある申請案件は皆無であった」と言い切れないことは事実であります。

さらに、弁護士法人法律事務所ヒロナカ（代表弁護士：弘中惇一郎、住所：東京都千代田区麹町 2-4）によるレビューにおいて、「出入国管理及び難民認定法に関する法令遵守の手続としては整備されているが、実施したことを確認する態勢や、実際に手続を行ったか否かを監査する態勢が十分ではない。このため、本来であれば、実施したはずである手続の確認ができない、あるいは、保管されていなければならない重要書類を紛失した、という可能性が否定できない。早急に確認体制や監査体制を整備すべきである。」と指摘されたとおり、コンプライアンス体制が万全ではなかったことも事実であります。

当法人としては、これらの事実を重く受け止め、より一層の法令遵守を徹底させていく所存です。

ただし、当法人の申請業務においては、雇用理由書に関する「雇用主の意思」に概ね問題がなかった比率 (p) が 99.8% とほぼ 100% に近かったほか、雇用理由書に関する「雇用主の意思」に問題がなかった比率 (r) も 97.2% という高水準であったことを確認することができました。また、コンプライアンス体制についても、弁護士法人法律事務所ヒロナカに「出入国管理及び難民認定法に関する法令遵守の手続としては整備されている」と評価していただきました。したがって、当報道における「入国管理局に組織的に虚偽の申請などを繰り返していた」という指摘は、明らかに事実と反しております。

当法人としては、上記の調査結果を踏まえた上で、当報道に関する対処を検討してまいります。